

令和 年 月 日

保護者様

あきる野市立東中学校

校長 齋藤 真

感染症による出席停止について

年 組 氏名

学校では、特に感染力の強い病気にかかると、他の健康な生徒に感染させないために、該当生徒を出席停止にすることになっています。これらの感染症（感染症の種類は裏面参照）の可能性があります、休ませる場合には、学校へ必ず連絡をしてください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

他の健康な生徒に感染させるおそれなくなり、登校させる際には、できるだけ医師の指導を受け、お子様の健康状態をよく見定めた上で、下記の「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入し、再登校する初日に担任に提出してください。

- ※ 再登校日の決定は、できるだけ医師の指導を受けるようにしてください。
- ※ 医師による治癒証明書または診断書の学校への提出は、必要ありません。

----- き ----- り ----- と ----- り ----- せ ----- ん -----

あきる野市立東中学校長殿

学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届

年 組 氏名

月 日 () に下記のとおり診断されました。

病名： _____

受診した医療機関名： _____

このため、月 日 () から 月 日 () まで欠席させていましたが、月 日 () から登校させますので届け出ます。

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症後5日経過、かつ解熱した後2日を経過するまで（発症した日を0日とします） ※両方の条件を満たすことが必要です。
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及び <u>その他の感染症</u>	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、A型肝炎、E型肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、肺炎球菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、登校が可能な時期については医師の指示による。

*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）